

## 講演会「放射性物質と食品を取り巻く現状」要旨

### 【日時】

平成 25 年 3 月 30 日（土）午後 2 時～4 時

### 【場所】

葛飾区男女平等推進センター 洋室 A

### 【議事次第】

1. 開会挨拶  
～葛飾区地域振興部長 前田 正憲～
2. 講演会
  - (1) 「食品と放射能 Q&A」  
～消費者庁消費者安全課 企画官 金田 直樹氏～
  - (2) 「農業生産現場における対応について」  
～農林水産省生産局総務課 課長補佐 土居下 充洋氏～
3. 質疑応答  
＜登壇者＞

消費者庁消費者安全課 企画官	金田 直樹氏
農林水産省生産局総務課 課長補佐	土居下 充洋氏
葛飾区地域振興部放射線対策室 室長	鈴木 雄祐
4. 閉会

### 【配布資料】

1. 食品等の放射性物質検査結果（葛飾区）
2. 食品と放射能 Q&A（消費者庁）
3. 農業生産現場における対応について（農林水産省）
4. アンケート用紙
5. 参考資料

### 【議事概要】

#### 1. 開会挨拶

～葛飾区地域振興部長前田より～

講演会の開催趣旨に加え、以下のとおり葛飾区の取り組みを紹介。

#### ＜空間放射線量の定点測定＞

原発事故後の平成 23 年 6 月から、7 か所の公園で開始。同年 12 月からは、測定地点を 33 か所に拡大し、継続実施中。

### <きめ細かな測定>

学校や保育園など、主にお子さんが利用する施設で、雨どいの下など局所的に放射線量が高いと思われる 15,000 か所以上を測定し、区の基準値以上となった 200 か所以上の除染を実施済み。今後も随時、空間放射線量の測定や区の基準に応じた対策を実施する。

### <空間放射線量測定器の貸し出し>

区民の方自らが身近な場所の放射線量を把握していただくために実施中。

### <調理済み給食や牛乳の放射性物質検査>

安全性は保たれていると考えているが、内部被ばくに対する不安払しょくのために実施。平成 24 年度には、給食を提供している子育て支援施設全てを対象として年 3 回の検査を実施し、検査結果は全て「検出せず」。

### <区民の方の持ち込みによる食品の放射性物質検査>

消費者庁から借りた放射性物質検査機器を使い、平成 24 年 10 月から実施。検査結果は区のホームページや区民事務所、区政情報コーナーで公表。

### <葛飾区基本計画>

放射線対策を平成 25 年度から 10 年間を計画期間とする「葛飾区基本計画」における計画事業として位置付け、中・長期的な視点で放射性物質の影響に対応していく。

区民の皆様のご理解とご協力を得ながら放射線対策を実施していくことが重要。今後も、皆様の声をしっかりと聴きながら対策を進めていく。

## 2. 講演

### (1) 「食品と放射能 Q&A」

～消費者庁消費者安全課企画官 金田直樹氏～

・「一定の基準を超えた食品は絶対に流通させない」という、食品安全の基本理念のもと、食品中の放射性物質への対応を実施。

#### ①食品中の放射性セシウムの基準値について

・平成 24 年 4 月からの食品中の放射性セシウムの基準は、食品からの追加被ばく線量を年間 1 ミリシーベルト以下に抑えるように、設定された値。

#### 【基準値の設定根拠】

- ・日本人が口にする食料の半分が国産品で、その国産品全てが原発事故由来の放射性物質で汚染されていると仮定。
- ・放射性セシウム以外の核種も考慮した上で、事故由来放射性物質の代表的な核種であり、かつ比較的短時間で計測できる、放射性セシウムの基準を設定。
- ・まず、人間が大量に摂取する飲料水の基準を設定。世界保健機関（WHO）が「水 1 リットル当たり 10 ベクレルまで」との基準を定めており、10 ベクレルの水を継続摂取した場合の追加被ばく線量は年間 0.1 ミリシーベ

ルトに相当。

- ・ よって、食品からの追加被ばく線量の限度は、1 ミリシーベルトから 0.1 ミリシーベルトを引いた、0.9 ミリシーベルトとなる。
- ・ 年齢や男女により違いがあるが、0.9 ミリシーベルトに相当するもっとも厳しい限度値は、13 歳から 18 歳の男性が、食品 1 キロ当たり 120 ベクレルの食品を食べ続けた場合。
- ・ さらに数値を切り下げ、一般食品について 1 キロ当たり 100 ベクレルという値を、全年齢に適用。

## ②流通食品の状況

- ・ 厚生労働省で流通食品を購入し、原発事故由来の放射性物質による年間の追加被ばく推定線量の調査をしたが、基準値の 2% 以下であり、自然界に存在する放射性カリウムと比較しても、非常に低い数値。
- ・ 民間団体などでの「陰膳調査」（食事を 1 食余分に作り、その食事に含まれる原発事故由来の放射性物質を調査）でも、年間の追加被ばく推定線量は、最大でも基準値の 10% であり、原発事故由来の放射性物質が測定されないところの方が多かった。
- ・ これらの状況から、現状では、流通品の摂取による大量の追加被ばく、健康障害の発生はないと考えるのが自然。

## ③気をつけていただきたいこと

- ・ 流通していない野生きのこ、山菜、いのししなどをもらったりとったりした場合は、出荷制限がかかっている地域でとれたものでないかなど、十分確認を。
- ・ すでに水道水から放射性物質が検出されていないにも関わらず、「水道水から放射性物質を除去する」と謳う浄水器を売りつける悪質商法が後を絶たない。サプリメントも同様。注意を。

## (2)「農業生産現場における対応について」

～農林水産省生産局総務課課長補佐 土居下充洋氏～

- ・ 生産現場では、厚生労働省が定めた基準を守るよう、様々な努力をしている。

### ①汚染経路とその対策

<事故直後>

- ・ 降下した放射性物質を受けとめた葉物野菜から、暫定規制値を超える放射性物質が検出。

<現在>

- ・ 大地に降下した放射性物質を吸い上げることによるが、汚染の度合いは非常に低い。
- ・ 果樹や茶は根が深く張っており根から吸うことはないが、永年生の作物のた

め、事故時に植わっていたものは、樹皮などで放射性物質を受けとめたものが果実や新芽に転流し、汚染の原因となっている。

<対策>

- ・表土の削り取り、表層の土と下層の土を入れ替え（放射性セシウムは、土壌の浅いところ（作物が根を張るところ）で吸着されるため）。
- ・果樹→樹皮の削り取り・高圧水洗浄、茶→茶葉の深刈り、農地→肥料の暫定許容値の設定などの対策。

## ②放射性物質検査

<検査について>

- ・24年度は、前年度の検査結果などを踏まえ、汚染度合いの高い品目・地域を重点調査。

<野菜>

- ・23年度の春先、100ベクレル/kg超が見られた（放射性物質の降下による）。
- ・24年度の基準超えは17,508件中5件だけ、全体の0.03%。うち2件は、汚染された資材で作物を覆ったことで野菜が汚染されたものであって、根から放射性物質を吸い上げたわけではないと考えられる。

<果実>

- ・23年度まででは約8%に100ベクレル/kg超が見られた。
- ・24年度は0.3%にとどまり、超過の割合は下がっている。

<茶>

- ・果実同様の傾向。

<麦>

- ・24年度の基準超過はなし。

<大豆>

- ・24年度の基準超過は0.5%。

<米>

- ・23年度産米の調査結果を元に、①作付制限、②除染等対策の上で全量管理、検査し出荷③抽出検査の上で出荷、などの対策を実施。福島県では、全域で全袋検査を実施。
- ・全袋検査分（福島県と宮城県の一部）約1000万点のうち、基準超過は84点（0.0008%）。
- ・土壌中のカリウム濃度が低い水田は、米の放射性セシウム濃度が高くなる傾向が見られたため、カリウムの適切な施肥が有効。
- ・根が浅い場合、表層の放射性セシウムを吸収してしまう傾向があるため、深く耕して根を深く張らせることが必要。

<畜産物>

- ・餌の管理が重要。食品の基準値設定に合わせ、新たな許容値を設けている。

### 3. 質疑応答

Q 1 : 水産物は全部を検査しているのか。

A 1 : (農林水産省)

週1回、主要な漁港で魚種ごとにサンプリング調査をしている。販売品そのものの検査ができればいいが、現状では魚をミンチ状にしなければ検査ができない。

Q 2 : 貝類は安全なのか。

A 2 : (農林水産省)

定期的なサンプル調査からは高濃度の放射性物質は検出されておらず、問題ない。

Q 3 : 原発事故により、農家は様々な迷惑を被った。まだ、原発からは放射性物質が出ていると聞く。原発事故の今後の見通しは。

A 3 : (区放射線対策室)

区の空間放射線量は、現時点では横ばいか微減であり、空間放射線量に影響を及ぼすほどの放射性物質が降下している状況ではない。放射性物質の半減期に応じ、線量は下がっていくと考えられる。完全な収束には時間がかかるが、一定程度の安定は保たれている状況だと聞いている。

Q 4 : 区の「小松菜給食」で、区内産の小松菜が使われている。放射性物質検査は実施しているのか。検査しているなら、区のホームページに載せてほしい。区内の畑は除染されているのか。区実施の給食検査も年3回では少ない。増やしてほしい。

A 4 : (区放射線対策室)

全量全品の検査は難しいが、都が計画を立てて実施しているサンプリング検査で区内産の小松菜などが検査されており、基準値を超えていない。ホームページ掲載については、教育委員会と検討する。

給食検査では、24年度に実施した全ての検体で検出限界値未満であり、現時点では年3回で様子を見ていきたい。

農地の除染に関して、JAでも独自に食品検査を実施しており、検査結果は異常なし。公表もされている。流通している区内産農産物について、都の検査結果も含め、基準値を超えるものはないという状況である。

(会場内のJAの方から)

給食に小松菜を提供している農家では、原発事故後すぐに都やJAの検査を行い、安全性の確認をした。年に一度無料提供しているが、そのたびに3検体ずつとり検査し、検査書類も区に渡している。皆さんも心配だろうが、作っている私たちも心配だった。だからしっかり検査を行って、

自信を持って出せるものしか出していない。心配せずに食べていただきたい。

検査をしていることが保護者に伝わっていない面もあるようだ。区・学校で伝えるようにしていただきたい。

Q 5 : 江戸川の野草（ヨモギやツクシなど）やウナギを区で検査したことはあるか。区で摂取を控えるよう呼びかけているか。ヨモギは根が浅いので、地表面の汚染を吸い上げているのではないか。

A 5 : (区放射線対策室)

野生のものは自家消費にあたり、区では検査していない。消費者庁から借りている検査機器での検査に申し込みいただき、検査結果をご自身で判断いただきたい。

(消費者庁)

測ってから食べるということを実践してほしい。ヨモギは問題ないと思うが、ウナギは川底にいるので、是非測ってみてほしい。

農産物が土からセシウムをどれだけ吸うかは、その種類や様々な条件により違うことはわかっているが、セシウムがヨモギにどれだけ移行するかのデータは把握していない。

Q 6 : ハヶ岳でキノコや山菜を採っていた。原発事故後は控えているが、2~3年後には採っても大丈夫か。

A 6 : (消費者庁)

放射性物質の降下状況から、現状でも問題なく、2~3年後であればさらに大丈夫と思われるが、心配ならば念のため地元自治体に確認をしてほしい。

Q 7 : どういった視点・判断で安全な食品を購入すればいいのか。

A 7 : (消費者庁)

店で売られているものは安心していただいて問題ない。検査証明書を添付しない限り市場に入れないというぐらい、市場でも食品と放射性物質の問題については繊細になっている。市場でのチェックに加えて自主検査している大手スーパーもあり、出荷段階で二重三重の検査体制があるなか、基準値を超えるものが大量に流通する状況は、考えづらい。

(農林水産省)

自分の家族にも、「売っているものは全部大丈夫。産地を選んだり、気にしたりしなくていい」と言っている。

以上

(この後、消費生活センター2階において、食品検査機器の見学会も実施した。)